

# 地方政治行政研究科履修要項

## I. 地方政治行政研究科 授業科目・単位

(修士課程)

系列	学 科 目	単位	学 科 目	単位
政 治	政治学特論	2	政治過程特論	2
	日本政治論	2	近代日本政治史	2
	自治体ガバナンス（自治体経営論）	2	住民参加と NPO 経営	2
	選挙Ⅰ（公職選挙法と政治資金規正法）	2	地方政治論	2
	選挙Ⅱ（選挙運動の技法）	2		
行 政	行政学特論	2	自治体のリスクマネジメント	2
	行政管理論	2	政策評価	2
	行政法学特論	2	社会保障政策論	2
	財政学特論	2	地方行政体制	2
共 通	公法学特論	2	環境防犯設計	2
	社会調査論	2	自治制度研究	2
	政策研究Ⅰ（地域防災）	2	自治体コミュニケーション論	2
	政策研究Ⅱ（公共政策論）	2	拓く力・地方の課題	2
	政策研究Ⅲ（地域政策）	2	インターンシップ	2
	政策研究Ⅳ（地域安全）	2	文章表現法（書き方の基礎練習）	2
特別演習	環境犯罪学	2	文章表現法（書き方の実践練習）	2
	地方政治行政特別演習Ⅰ	—	地方政治行政特別演習Ⅱ	—

# 地方政治行政研究科コース履修モデル

---

地方政治行政研究科（以下「本研究科」）の目的は、「地方の政治や行政に関する高度な専門的知識を持ち、総合的な政策立案・遂行能力を備えた人材、さまざまな立場で地域の発展にリーダー的役割を果たす専門的職業人を養成する」としている。

本研究科は、以上の目的に基づき、本研究科の強み、特色を踏まえ、学生に予め修了後の進路を示し、それを実現するために必要とする具体的な能力や技能を明確化し最適な教育課程を目指すことを目的として、「地方自治コース」「公共政策コース」「防犯・防災コース」の三つのコースを設けることとする。具体的な各コースの人材養成の目的及び修了後の進路は、次のとおりである。

## 1. 地方自治コース

地方自治コースは、政治、行政及び政策研究等を学ぶことによって、地方自治に関わる幅広く、深い知識を修得する。そして、地域に発生する諸問題の発見と、その解決のための政策を導き出せるだけの理論と実践に優れた専門的職業人を養成する。

本コースの教育課程を修めた者は、地方議員、地方公務員、各種団体職員（NPO、公益法人等）などといった専門的な知識を必要とされる職業に就くことが期待される。また、さらに研究を続け、将来、地方自治論はもとより、政治学や行政学などの分野の研究者として、優れた能力を発揮することができる。

## 2. 公共政策コース

公共政策コースは、政治学と行政学という二つの学問領域に依拠しながら、公共政策に関する概論を学びつつ、最終的には公共政策に関して「エビデンスに基づいた」分析スキルを使いこなせる専門的職業人を養成する。

本コースの教育課程を修めた者は、国会議員、公務員（国際・国家・地方）、シンクタンクなどといった専門的な知識を必要とされる職業に就くことが期待される。また、さらに研究を続け、将来は政治学や行政学などの分野の研究者として、優れた能力を発揮することができる。

## 3. 防犯・防災コース

防犯・防災コースは、社会安全・治安など人の身体・生命に関わる領域であり、防犯では犯罪予防論（環境犯罪学など）に依拠した実務的なアプローチを駆使し、また防災では火災・自然災害などへの実践的なリスク管理の策定をめざす専門的職業人を養成する。

本コースの教育課程を修めた者は、警察庁・県警、消防庁、法務省（刑務官、少年院教官）、防衛省、防犯・防災に関わる民間企業（警備会社等）などといった専門的な知識を必要とされる職業に就くことが期待される。また、さらに研究を続け、将来は犯罪学や刑事法学などの分野の研究者として、優れた能力を発揮することができる。

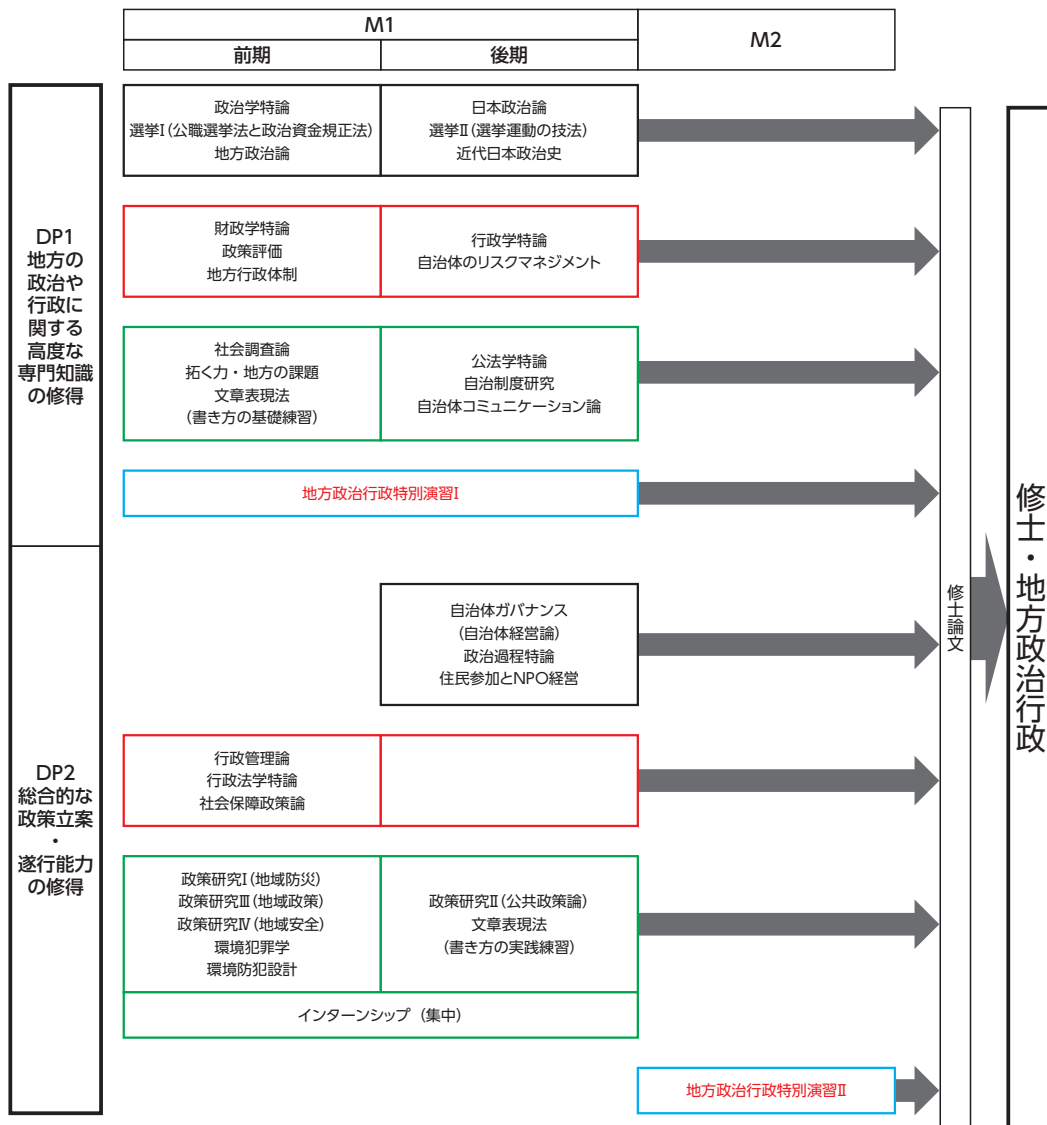
### 地方政治行政研究科コース別履修モデル

科目区分	授業科目	地方自治コース			公共政策コース			防犯・防災コース				
		地方議員	地方公務員	各種団体職員(NPO、公益法人等)	国会議員	公務員(国際・国家・地方)	シンクタンク	警察庁・県警	消防庁	法務省(刑務官、少年院教官)	防衛省	民間企業(警備会社等)
政治	政治学特論	○		○	○	●	●	○	○	○	○	○
	日本政治論	○		○	●	○	●	○	○	○	●	○
	自治体ガバナンス(自治体経営論)		○		○		○	○	○	○	○	○
	選挙Ⅰ(公職選挙法と政治資金規正法)	○			○		○					
	選挙Ⅱ(選挙運動の技法)	○			○		○					
	政治過程特論	○		○	○	○	○					
	住民参加とNPO経営	○	○	●	○	○		○	○	○	○	○
	地方政治論	●	○	○	●	○						
近代日本政治史	●	○		○	●							
行政	行政学特論	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	行政管理論	○	●		○	○	○	○	○	○	○	○
	自治体のリスクマネジメント		○		○		○					
	財政学特論		○		○	○	○					
	政策評価		○				○	○	○	○	○	○
	行政法学特論	○	○	○		○	○					
	社会保障政策論		○	○		○	○					
	地方行政体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共通	公法学特論	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	社会調査論	○	○	○	○	○	○					
	政策研究Ⅰ(地域防災)										●	
	政策研究Ⅱ(公共政策論)					○		○	●			
	政策研究Ⅲ(地域政策)	○	○	○	○			○	○			
	政策研究Ⅳ(地域安全)							●	○	●		
	環境犯罪学						○	●		○		●
	環境防犯設計							●		○		●
	自治体制研究	○	○	●		○		○			○	
	自治体コミュニケーション論	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	文章表現法(書き方の基礎練習)					○	○	○				
	文章表現法(書き方の実践練習)											
拓く力・地方の課題(オムニバス)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
インターンシップ	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
特別演習	地方政治行政特別演習Ⅰ／Ⅱ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	<教育研究指導並びに学生論文指導>											

凡例：●印コースコア科目(履修を推奨する科目) ○コース科目、空欄：自由選択科目

## カリキュラム・ツリー（履修系統図）

カリキュラム・ツリーは、カリキュラム・マップの「授業科目とDP（到達目標）との対応関係」に基づき、授業科目間のつながりや履修の段階・順序を表すものです。



※凡例 黒色枠：政治 赤色枠：行政 緑色枠：共通科目 青色枠：特別演習  
朱書き文字：必修（指導教員の演習科目）

※年度により、前期・後期を入れ替える授業もある

# 地方政治行政研究科における学位論文について

## I. 学位取得までの指導スケジュール

### 修士指導要領

#### 1. 趣旨

2年間の正規の修業年限内に学位論文を提出し、論文審査に合格し、修士の学位を取得できる研究指導体制を次のように整える。

- (1) 論文指導は、指導教員と副指導教員の2名で担当するが、相互に綿密な連携を取りつつ適切な指導体制を構築する。
- (2) 1年次に学修目標及び将来目標を明確にして、研究プログラムを決定し、論文中間発表会にて研究概要を発表する。2年次では研究プログラムに基づく遂行状況に関して適宜評価・指導を行い、修士論文を提出させる。
- (3) 所定の単位数を修得させ、修業年限内で上記の手順に沿って論文作成が支障なく進行するよう、指導教員・副指導教員が助言と指導を行う。

#### 1 1年次

- (1) 修士論文執筆ガイダンス
- (2) 修士論文執筆指導及び研究指導
  - ① 専門分野の深化
  - ② 自立研究能力の養成
  - ③ 実社会に適応する知見の養成
  - ④ 論理的思考力の養成
- (3) 研究指導計画書の策定
- (4) 中間発表会
- (5) 研究指導計画書の見直し

時 期	指 導 内 容
4 月	・ 新入生ガイダンス ・ 研究指導計画の提出 ・ 授業開始 ・ 研究指導計画に基づく指導開始 ・ 履修登録
5 月	・ 履修取消
11月	・ 修士論文 中間発表会（1年）

#### 2 2年次

- (1) 修士論文執筆指導及び研究指導
- (2) 研究指導計画書の見直し
- (3) 修士論文の提出
- (4) 修士論文の審査・口頭試問

時 期	指 導 内 容
4 月	・ 年度更新手続 ・ 研究指導計画の提出 ・ 授業開始 ・ 研究指導計画に基づく指導開始 ・ 履修登録
5 月	・ 履修取消

9月	・履修変更・登録期間
11月	・修士論文 中間発表会（1年）への傍聴参加
1月	・修士論文 学務課（大学院）提出 ・修士論文 口頭試問
2月	・研究科委員会 修了者の決定
3月	・学位（修士）授与

(注) このスケジュールは、平成31年度より履修要項に記載する。